

役場の組織等が変わります

課の名称や担当する業務の内容が一部変わります。4月1日から変更する課は次のとおりです。それ以外の課の名称や業務内容は今までと同じです。

<課の名称>

3月まで	4月から
企業誘致推進課 (内線201、210)	企業誘致エコタウン課 (同)

<業務内容・担当課>

3月まで	4月から
・行政区に関すること ・住民自治組織に関すること	企画課 (内線361) 総務課 (内線313)

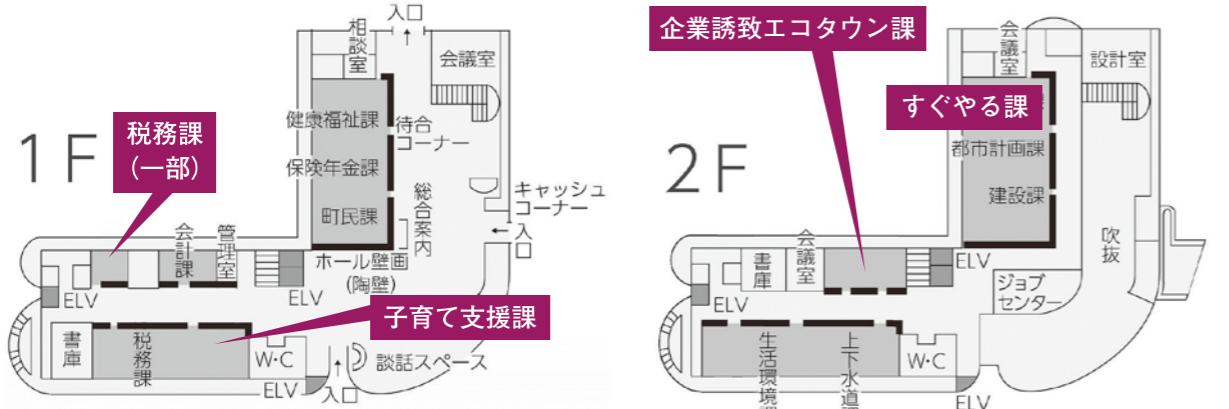
問い合わせ／各担当課（☎581・2121内線は上記参照）へ。

一部の課の窓口が移動します

4月1日から子育て支援課が2階から1階（税務課の東側事務室）に移動します。また、すぐやる課が1階から2階（現・子育て支援課事務室）に移動します。それに伴い、税務課の事務スペースも一部が移動します。

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線322、324）へ。

<名称、または位置が変わる課>



農地の管理を徹底しましょう！

町では、有害鳥獣による農作物の被害が増えていています。被害原因之一つは、加害動物の頭数が増えていることです。昼夜を問わず田畠に出没し、作物を荒らす加害動物の出生率は上がり、しかも、冬場でもエサが豊富な現代では死亡数は少なく、頭数が増加していきます。そのため例年、町ではイノシシやシカの駆除を実施しています。

また、遊休農地が増えていたり、田畠に収穫物の残さを放置したりしているところもあります。「隣の畠の栗を食べてしまいませんか？」これは動物にとって立派なエサです。利益にならないからといって収穫せずに畠に残しておくと、それを食べに動物がやって来ます。きちんと処分しましょう。

○不要な果樹の伐採を検討する

田畠のそばに果樹を植えている場合、実った果実が動物を引き寄せる原因になっていることもあります。「隣の畠の栗を食べてしまいませんか？」これは動物にとって立派なエサです。利益にならないからといって収穫せずに畠に残しておくと、それを食べに動物がやって来ます。きちんと処分しましょう。

○草むら、ヤブを刈って見通しをよくする

農地近くの山の草むらやヤブは、動物にとつて絶好の隠れ場所です。ここに潜んで田畠や人の様子をうかがっています。鳥獣害防止対策のポイントは、動物が隠れる場所をなくすことです。草むらやヤブはできるだけ刈り取りましょう。田畠からの見通しをよくしておけば、集落の誰もが動物の侵入見張り役となり、動物はますます近づきにくくなります。

町では遊休農地を解消するため、雑草抑制と地力増進効果のある花「ヘアリー・ベッチ」の種子助成や遊休桑園等活用事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／農林課（☎581・2121内線403）へ。

春の全国交通安全運動について

気持ちを引き締め事故防止！

4月6日から15日までの10日間「春の全国交通安全運動」が展開されます。

4月は入学、新学期、入社などで皆さん的心弾む季節です。町には清新いランドセルを背負った新1年生の姿が多く見られるようになります。

こんなときドライバーの皆さんは、交通ルールに不慣れな子どもたちが「飛び出してくれるかもしれない」という気持ちを持ち、予想外の行動にも対応できる運転を心がけてください。

保護者の皆さんも、子どもたちにとって最も身近な指導者です。日ごろから、道路の渡り方や交通事故の怖さについて言い聞かせ、きちんととしたお手本を示すようにしましょう。子どもは、大人の行動をしつかり見て、います。

春の交通安全運動を機会に、みんなで交通安全の大切さを再確認し、事故の防止に努めましょう。

なお、今回の運動期間中は次のような全国重点項目があります。

①自転車の安全利用の推進

自転車は「道路交通法」上、車やバイクと同様に車両です。飲酒運転、携帯電話やヘッドホン使用等の危険な運転はやめましょう。

また、保護者の方は自転車に乗車させる児童、幼児に必ずヘルメットを着用させましょう。

②全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

「こんなに危険！」

チャイルドシート不使用者の死亡率は使用者の約3・8倍です。そのまま座るのはもちろん、「だっこ」や「シートベルト」でも子どもたちの命は守れません！ チャイルドシートは必ず適正に使用しましょう！

③飲酒運転の根絶

飲酒運転は、悲惨な重大交通事故を引き起こす可能性が高い悪質な犯罪です。

道路を利用するすべての皆さんが、飲酒運転の悪質性・危険性を認識し、お酒を飲んだら運転しないことはもちろん、運転する人にお酒を提供することと、飲酒運転の車に同乗すること、お酒を飲んだ人に車を提供することは絶対にやめましょう。

交通安全母の会による世帯訪問を実施しました！

寄居町交通安全母の会（郡司良子会長）では、昨年9月18日から12月15日まで、「お達者訪問」と称して、世帯訪問による高齢者向けの交通安全運動を行いました。

交通安全母の会は町内全67行政区の中から各2人選出された会員にその他2人の役員を加えた計136人で活動しています。

母の会では期間中に、町内全域の世帯訪問を23日間行い、延べ289人を動員し、訪問した軒数は6,055軒にも上りました。

期間中は突然の訪問にもかかわらず、温かい対応をしてください、ありがとうございました。



問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎525-1844）、熊谷年金事務所（☎5-158）、または保険年金課（☎581-2121内線112）へ。

年金あれこれ

特例免除制度を存じですか

厚生年金に加入していた方が退職（失業されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額の保険料を納めることができます）。ただし、保険料を請求によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常保険料が免除されるため、申請者は配偶者・世帯主の所得が認められます。

特例免除では、審査の対象となる申請者の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者が亡くなったときは、日本年金機構（年金事務所）に「死亡届」の提出が必要です。

この届け出が遅れると、年金を受け取りすぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。